

高島市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年12月13日

高島市監査委員 多胡 豊章  
高島市監査委員 早川 康生

1. 監査の期間

令和4年7月15日から令和4年12月13日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和4年9月27日	商工観光部	観光振興課	市役所本館1階 会議室2
		商工振興課	
	環境部	環境センター	
		環境政策課、環境センター建設課、MICSセンター	
会計課			
令和4年9月28日	市民生活部	市民課、人権施策課	
		保険年金課	
		市民協働課	
		マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所、新旭振興室	
令和4年10月26日	議会事務局		
	総務部	財政課	
		行政管理課(財産管理課・行財政改革課)	
		納税課	

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和4年10月27日	総務部	税務課	市役所本館 1階 会議室 2
		契約検査課	
		人事課	
		総務課 選挙管理委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局	
令和4年10月28日	政策部	企画広報課	
		総合戦略課	
		情報政策課	
		秘書課	
		防災課・原子力防災対策室	

### 3. 監査の範囲

前年度の定期監査の基準日から今年度の定期監査の基準日までの1年間の財務に関する事務の執行等について監査を実施した。

### 4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 変更契約における契約の妥当性と適正な運用について
- (2) 債権管理マニュアルに沿った適正な運用について

### 5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調

- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調
- 11-1 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調（定期監査）
- 11-2 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調（財政援助団体等監査・行政監査・随時監査）
- 12 懸案その他特に苦慮する業務の概要

## 6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行について、以下の事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

### 〈観光振興課〉

#### ○工事請負契約等の変更契約について

工事請負等の契約では、事前調査の徹底を図り、安易な変更契約が発生しないよう意見しており、やむを得ず変更契約を行う場合には、変更契約理由書を作成し、市民に理解が得られるような説明を記述するよう求めてきたが、未だに、変更契約を行う必要性が十分に記載されていない変更契約理由書が見られた。

今後は、変更契約に至る事由を明記され、適切な変更契約理由書となるよう改められたい。

#### ○指定管理業務における利用者アンケートの実施について

指定管理業務を実施している団体に対し基本協定書第24条に明記されている利用者へのアンケートの実施と市への結果報告および情報共有の徹底を意見してきたが、マキノ林間スポーツセンター、高島市今津ヴォーリズ資料館、ガリバー青少年旅行村、マキノ高原自然体験交流施設では、アンケート等の実施がなされていない事例や市への報告がなされていない事例があった。

これらのことは、利用者の意向が反映されずサービスの低下や事業運営に対し結果の共有・検証を行ううえで、業務改善の重要な指標となることから、今後は、利用者アンケート等の実施と市への報告および情報共有について実施を徹底をされたい。

#### ○指定管理者が行う管理運営業務に対する評価事務について

高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第8条の規定では、指定管理者から毎年度終了後60日以内に提出される事業報告書により、指定管理所管課が前年度の指定管理施設の管理運営状況の評価を行うこととな

っている。さらに行政管理課が示す指定管理制度の運用スケジュールでは、各指定管理所管課が6月末までに管理運営状況の評価を行うこととなっているが、実際の評価事務は、指定管理業務を実施している10施設全てにおいて7月に実施され、団体への評価結果通知が7月の下旬に実施されていた。

こうした前年度の実績に対する評価の遅れは、今年度において指定管理者が提供するサービス等の改善の遅れにつながることから、指定管理所管課では、常に定められた運用スケジュールを意識し、適正な運用となるよう改めるとともに、今後も指定管理者が提供するサービスの向上にむけて指導力を発揮されたい。

#### 〈商工振興課〉

##### ○補助金交付申請等の補助事業名について

補助金の交付申請にかかる一連の事務処理において、補助金交付要綱に明記された補助事業名を明記するよう意見してきたが、高島織物工業組合商品開発センター補助金では、補助金交付要綱に明記された事業名となっていなかった。

今後は、補助金交付要綱等に沿った補助事業名を明記し、国等が示す補助事業名が必要な場合には併記するなど、その整合性を図り、適正な事務処理になるよう改められたい。

#### 〈マキノ支所、朽木支所〉

##### ○公金外現金の取扱いについて

各団体等の経理帳簿等を確認したところ、高島市における公金外現金の取扱要領について（通達）に規定されている通帳使用簿による出納保管責任者の決裁がない事例が見受けられた。

当該、公金外現金の不適切な使途はないが、市が団体の経理を担当業務として行う以上、公金同様の取扱いが求められるため、公金外現金の取扱要領に基づいた適正な事務手順となるよう改められたい。

#### 〈行政管理課〉

##### ○公共施設の再編計画の着実な実施に向けて

公共施設の再編については、公共施設等総合管理計画および公共施設再編計画に基づき、平成27年度から令和6年度末までの間に、公共施設の延床面積を10%削減することを目標に掲げ努力いただいている。

この計画における、令和3年度末（計画7年目終了）までの実施状況は、5.86%となっており、中間目標値をわずかに超える結果となっており、施設管理所管課が関係団体との調整や関係住民の理解に困難を来している状況が伺え、再編等が順調に進んでいない状況となっている。

今後は、こうした状況から、令和6年度末に向けて、目標達成がますます困難を極める状況になるが、スムーズな再編の実施と着実な目標の達成が図れるよう行政管理課が施設管理所管課を先導し目標達成に向けて尽力されたい。

〈総務課〉

○団体等の補助金実績報告書等の審査事務について

団体等から提出される実績報告書等の証拠書類の確認体制を強化するよう意見しているが、領収書の宛名の誤りや補助金額に変更はないものの、一部に不適切な事務の執行が見受けられた。また、実績報告書類に添付する領収書は、事業が適正に執行されているかの証拠書類であり、補助対象経費であるかを判断する重要な書類であることから、所管課は、証拠書類の確認や事務の執行内容を十分に把握するとともに、より適正な補助金事務となるよう改められたい。

〈総合戦略課〉

○びわ湖高島えんむすび事業について

これまでの課題であった経費率が、大幅なコスト削減により、国の基準とされる50%未満が達成できたことから、引き続いて、基準が達成されるよう継続的に取り組まれたい。また、寄附額については、令和2年度に過去最高額を記録しており令和3年度においても、依然として高い水準が維持できている。

引き続き寄附額の更なる増額にむけて創意工夫を行い、寄附金の獲得に向け尽力いただきたい。

以 上